

こども未来部

議案第132号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、こども未来部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分

議案第132号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、こども未来部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分について説明をさせていただきます。

歳入につきまして、16ページをお願いします。
款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節4児童福祉費国庫負担金の説明欄、「児童扶養手当負担金」は、物価変動による手当単価の改正及び過年度の国庫負担金精算に伴う追加交付分を増額するものであり、「児童手当負担金」は、過年度の国庫負担金精算に伴う追加交付分を増額するものであります。

目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金の説明欄、「小児慢性特定疾病医療費負担金」は、小児慢性特定疾病医療費助成の増加に伴い、国庫負担金を増額するものであります。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節4児童福祉費国庫補

助金の説明欄、「子どものための教育・保育給付交付金」は、人事院勧告に基づく公定価格単価の改定等に伴い国庫補助金を増額するものであり、「妊婦のための支援給付交付金」は、過年度の国庫補助金精算に伴う追加交付分を増額するものであります。

款1 7 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節4 児童福祉費県負担金の説明欄、「子どものための教育・保育給付費負担金」は、国庫補助金と同様に、人事院勧告に基づく公定価格単価の改定等に伴う県支出金の増額分であります。

続きまして、歳出でございます。

24ページをお願いいたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の説明欄、「2児童福祉対策推進費」は、過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金を措置するものであります。

26ページをお願いいたします。

目4 民間保育施設費の説明欄、「1 民間保育所児童運営費」及び「2 施設型給付等支給費」は、人事院勧告に基づく公定価格単価の改定等により増額する民間保育施設等の運営費と施設型給付費及び、過年度に超過交付された国・県支出金の精算返還金を措置するものであり、「3 施設等利用費等支給費」は、過年度に超過交付さ

れた国・県支出金の精算返還金を措置するものであり、「4 民間保育施設運営助成費」は、障害児等保育事業費補助の増加に伴う追加経費、保育対策総合支援事業費補助金の精算による国への返還金及び補助事業者の消費税仕入控除税額の確定に係る過年度補助金の返還に伴う国・県支出金の精算返還金を措置するものであります。

目 5 母子福祉費の説明欄、「2 母子父子福祉対策費」は、物価変動による児童扶養手当の単価改正に伴い、手当の支給に要する追加経費及び過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金を措置するものであります。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 母子保健費の説明欄、「1 小児保健対策費」は、小児慢性特定疾病医療費助成の増加に伴う追加経費及び過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金を措置するものであり、「2 母子保健対策費」は、母子保健衛生費国庫補助金の精算による返還金を措置するものであります。

28 ページをお願いいたします。

款 10 教育費、項 4 幼稚園費、目 2 幼児教育振興費の説明欄、「1 施設型給付等支給費」は、人事院勧告に基づく公定価格単価の改定等により増額する施設型給付費及び過年度に超過交付された国・県支出金の精算返還金を措置するものであり、「2 施設等利用

費等支給費」及び「3 幼稚園子育て支援費」は、過年度に超過交付された国・県支出金の精算返還金を措置するものであります。

以上で、令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、こども未来部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。